

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、平成2年の約3万5千人をピークに年々減少し、令和2年には2万8千人を切るなど、人口減少及び少子高齢化が大きな課題となっている。

本市には、地域経済を牽引する企業として、自動車関連産業では日立Astemo株式会社、高度電子機械関連産業ではアルプスアルパイン株式会社及びホーチキ株式会社、食品関連産業ではアイリスオーヤマ株式会社を中心とし、その周辺に多くの中小企業が集積している。

産業分類別に見ると、市内総生産額の約65%、従業者数の約43%を製造業が占めており、本市の経済と雇用を支える主要な産業であることが分かる。また、製造品出荷額等は、輸送用機械器具製造業と食料品製造業が全体の約67%を占めており、これらの製造業が本市の地域経済を牽引していると言える。

一方、本市では、スマート農業技術の導入支援や6次産業化の推進等による農林業の振興にも取り組んでおり、化学肥料や農薬の使用を極力抑えた「ふるさと安心米」、「こだわり米」などの米を中心に、野菜や果樹については県内有数の生産量を誇っている。

また、賑わいの交流拠点として、ヒト・モノ・情報の交流を推進し、地域経済の活性化を図るため、スポーツ施設の隣接地に整備した「道の駅かくだ」を活用し、6次産業化をはじめ、観光産業、スポーツ関連産業及び市内飲食店等のサービス業との連携による新たな付加価値の創出にも取り組んでおり、幅広い地場産業の振興を図っている。

さらに、平成29年4月には、中小企業に関する施策を総合的に推進し、本市経済の発展及び雇用の場の創出を図ることを目的として「角田市中小企業の振興に関する条例」を制定し、中小企業者の経営基盤強化や経営の安定化を図る取組を行っている。

こうした中、本市の生産年齢人口は一貫した減少傾向が続いており、経営資源である「ヒト」そのものの減少が事業経営に大きな負担を与えるなど、本市の中小企業においては、人材不足が深刻な課題となっている。今後も引き続き本市の生産年齢人口は減少していくことが推計されており、事業経営にとって様々な問題が生じることが想定される。現在の事業規模の維持が困難になること、需要増加に対応できず機会損失が発生すること、新事業・新分野への展開が停滞することが問題として挙げられ、解決に向けた中小企業者の取組を支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

本市は、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、事業者の労働生産性を向

上させることにより人材の量的な不足が事業経営に与えている影響を改善し、さらに能力開発及び育成に要する時間を確保することで、業務効率化だけではなく付加価値を向上させ、質の高い安定した事業経営の確保を目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に15件程度の先端設備等導入計画の認定を目指す。

(3) 労働生産性に関する目標

本計画における事業者の労働生産性及び付加価値の向上により、さらに質の高い安定した事業経営の確保を目指す。労働生産性については、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において定める先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

ただし、本計画は地域雇用の創出や地域経済の発展を図ることが目的であることから、太陽光発電設備については、市内に事業所又は工場を有し、自らが電力を消費する目的で設置するもののみを対象とし、全量売電するための設備は対象としない。

本計画において定める先端設備等の種類については、次の点を考慮している。本市においては、自動車関連産業、高度電子機械関連産業及び食品関連産業を中心とした製造業の中小企業が集積している。市内総生産額の約65%を製造業が占めており、主要産業として重要な位置づけにある。また、農林業では、「ふるさと安心米」、「こだわり米」及び「伝統的な梅干し」など地域の特産品である農産物の先端設備を利用した生産拡大をはじめ、地元農産物を活用した食料品製造、産直市場や農家レストランの振興を進めている。さらに、道の駅を交流拠点として情報発信や地域連携を推進し、特色ある観光資源を活かした事業を展開するとともに、道の駅に隣接するスポーツ施設と連携したスポーツツーリズム等を推進することにより、地域経済の活性化と好循環を図っており、道の駅に関連する観光産業やスポーツ関連産業、市内飲食店等のサービス業への波及効果が期待される。

以上の実情を踏まえ、本市の主要産業である製造業に限らず、農林業、道の駅に関連する観光産業、スポーツ関連産業、サービス業等の設備投資に幅広く対応できるように配慮している。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、製造業をはじめ、農林業、道の駅に関連する観光産業、スポーツ関連産業、サービス業等多岐にわたり、市の中心部から山間部へと広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、角田市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画の対象業種は全業種とし、事業については労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

本計画において定める対象地域、業種及び事業等については、次の点を考慮している。本市の主要産業である製造業は、中島工業団地及び駅西口工業団地の周辺に多くの中小企業が集積している。また、道の駅に関連する産業は市内の広域に立地している。

本市の産業は製造業、農林業、道の駅に関連する観光産業、スポーツ関連産業、サービス業等多岐にわたり、生産性向上に向けた取組も多様である。これらの様々な産業とその事業に幅広く対応できるよう配慮している。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

配慮すべき事項は次のとおりとする。

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象とせず、雇用の安定に配慮すること。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象とせず、健全な地域経済の発展に配慮すること。